

庁議付議事案書

平成26年10月8日

所管部課	学校教育部指導室	部長	阿部晴彦			印
件名	東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例 規則 部課 機関					
1 要旨 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条が、平成26年6月13日に施行されたことに伴い、市立学校に勤務する職員が消防団員との兼業を行う際の特例を定めるなど、兼業について、同法同条に沿った適正な運用を図る必要があるため。 (1) 主な改正点 市立学校に勤務する職員から消防団員との兼業について申請があった場合には、職務の遂行に著しい支障がある時を除き、これを許可しなければならないとするなど、消防団充実強化法の規定による兼業の特例に関する規程を新たに設けるとともに、必要な規程の整備を行った。 (2) 施行日 公布の日（平成26年10月1日）からとする。 (3) 影響及び効果 消防団充実強化に寄与できる。						
2 経過（現在に至るまでの経過） (1) 規程の案文は、文書課において審査済み。 (2) 平成26年9月29日開催の教育委員会定例会において承認済み。 (3) 平成26年10月1日公布済み。						
3 留意事項（問題点等）						
4 主管部処理案（検討結果等）						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。